

草津市立社会体育施設等指定管理者

業 務 仕 様 書

草津市教育委員会事務局 スポーツ保健課

草津市建設部 公園緑地課

1. 管理に関する基本的な考え方

次の事項を十分認識のうえ、施設の管理にあたってください。

- (1) 公平な利用の確保を行うこと。
- (2) 施設等の適切な維持管理に当たること。
- (3) 草津市立社会体育施設等の効用を最大限に発揮すること。
- (4) 施設管理経費の縮減に努めること。
- (5) 個人情報の保護を行うこと。
- (6) 情報公開に関する措置を講じること。
- (7) 利用者の意見を聴取し、反映させること。
- (8) 関係法令の遵守および利用者の安全確保を行うこと。
- (9) 行政、公共的団体等との連絡調整を行うこと。
- (10) 年度ごとの事業計画書および事業報告書の作成を行うこと。
- (11) 人権・同和問題に対する取組、公正公平な雇用、環境への配慮などの社会的価値の実現に努めること。
- (12) 本市の方針および関連計画の理念実現に向けて取り組むこと。
- (13) 市および地域の活動に対する理解と協力を行うこと。

2. 業務の内容

(1) 共通業務

① 窓口業務に関すること。

- ・ 施設・付帯設備の使用料徴収および還付事務
- ・ 施設の利用予約(時間外利用含む)、キャンセル等の手続き
- ・ 施設利用者(団体・個人)の受付
- ・ 電話の応対
- ・ 苦情、要望等への対応
- ・ 施設の案内(場所および利用方法等)・施設予約台帳の管理・種瀬予約データ入力
- ・ 緊急時の対応(避難誘導・緊急車手配連絡)
- ・ 利用者への案内放送
- ・ 拾得物・紛失物受付保管
- ・ 公的機関情報提供の協力(チラシ、ポスター)
- ・ 勤務日誌の作成

② スケジュール管理業務に関すること。

- ・ 年間スケジュールの調整(各施設等を含む)
- ・ 関係団体との連絡調整
- ・ 大会等の事前協議
- ・ 施設予約の管理

- ・施設予約台帳の作成
- ・利用受付簿の作成
- ・利用予定表の作成、記入

③経理業務に関すること。

- ・施設・設備器具の利用料金収納業務
- ・管理費の執行に伴う事務(支出に伴う書類作成)
- ・委託契約の締結
- ・施設保険等の加入および手続き(火災保険を除く。)
- ・予算の執行

④報告、統計業務に関すること。

- ・使用料の収入計算書、使用料調定簿の作成・報告
- ・利用状況(利用件数、人数、利用率)に関する日報、月報の作成・提出
- ・各種調査および苦情、要望等への回答
- ・消防訓練、消防設備点検報告書の作成・提出
- ・管理日誌の作成・報告
- ・発注者が指定するエネルギー使用量の報告

⑤情報提供に関すること。

- ・個人情報保護条例の遵守
- ・施設案内パンフレットの作成
※通常の施設案内パンフレットに加えて、(仮称) くさつシティアリーナについては施設竣工パンフレット(A3 2つ折り両面印刷)を作製・配付すること。
なお、作製にあたっては市と協議のうえ決定すること。
- ・予約の管理運営
- ・主な大会・イベント等の施設利用予定表の掲載
- ・案内掲示板、利用上の注意板等の作成、設置
- ・施設視察への対応

⑥日常業務に関すること。

- ・清掃、設備管理業務
- ・利用可否の判断
- ・施設、設備、器具の点検
- ・物品等の購入
- ・施設の軽微な補修
- ・管理計画の作成
- ・市との連絡調整
- ・関係業者との連絡調整(保守、修繕)

- ・施設に関する苦情、要望等の対応
- ・器具庫鍵の貸出業務
- ・緊急時(救急、火事、災害)の対応
- ・けが人の応急処置
- ・器具、備品の貸出・返却確認(机、椅子、テント、ニュースポーツ備品等)
- ・施設利用申請書等の管理
- ・その他、付帯施設の利用者の指導

※（仮称）くさつシティアリーナについては、ネーミングライツの選定を進めていることを踏まえて、業務に当たっては、当該施設名称の周知について留意すること。

(2) 社会体育施設の施設および設備の維持管理に関する業務（再委託業務一覧表）

業務番号	業務名	備 考
1	消防用設備等の総合点検および作動・外観・機能点検等業務	消防法に基づく消防設備の点検
2	電気保安管理業務	保安規定に基づく・定期点検・臨時点検を実施する。
3	受水槽清掃および水質検査業務	貯水槽内の清掃（関係法令および厚生労働省指導による清掃基準に基づく）・水質検査（水質検査については、水道法第4条に定める項目を対象とする。）など
4	機械警備業務	機械警備の専門業者への業務委託
5	清掃業務	各社会体育施設の日常清掃については、指定管理者の業務とする。ただし、野村運動公園(グラウンド)の清掃業務については、高年齢者の就業機会の増大と生きがい対策として、その能力を活用し、地域社会づくりを推進するため、地元老人クラブへ清掃業務の一部を再委託することとする。平成30年度の委託金額は286,000円です。平成31年度以降の金額も同程度の予定です。
6	植栽・芝生管理業務	施設の景観を保持する。 芝生の維持管理 (芝刈り、エアレーション、施肥、目土散布、オーバーシード等)

[社会体育施設一①]

消防用設備等の総合点検および作動・外観・機能点検等業務

1. 業務内容

(1)社会体育施設(市内4施設)に設置する消防用設備機器の維持管理のため、消防法等の関係法令の規定により点検を実施し、速やかに報告書を作成し提出するものとする。

(2)対象施設

①草津市立総合体育館

草津市下笠町161番地 077-568-3150

②草津市立武道館

草津市南山田町683番地 077-565-7997

③草津市立ふれあい体育館

草津市草津町1486番地1 077-564-0271

④草津市立三ツ池運動公園

草津市西矢倉一丁目3番1号 077-561-8555

(3)点検内容

※ 総合点検

※ 防火対象物定期点検

※ 作動・外観・機能点検

(4)点検対象設備の概要

施設名 設備	総合体育館	ふれあい 体育館	武道館	三ツ池 運動公園
(警報装置)				
自動火災 報知設備	熱感知器 94 煙感知器 34 地区音響装置9 発信機 9	×	熱感知器 30 煙感知器 13 発信機 5	×
非常警報設 備	○	○	○	×
漏電火災報 知器	×	×	×	×
(消火設備)				
屋内消火栓	消火栓	×	消火栓	×

設備	9ヶ所		5ヶ所	
消火器具	消火器 28本	消火器 3本	消火器 10本	消火器 2本
(避難設備)				
誘導灯設備	誘導灯 44個	誘導標識 6枚	誘導灯 11個	誘導標識 2枚
(非常用電源)				
自家発電設備	○	×	○	×
(その他)				
防火対象物 定期点検	○	×	○	○

2. 点検時期

- ①総合点検 8月
- ②防火対象物定期点検 2月（3年に1回）
- ③作動・外観・機能点検 2月

3. 点検報告

点検終了後、15日以内に点検結果報告書を2部提出すること。

4. その他

実施日は事前に担当者と協議すること。

[社会体育施設一②]

電気保安管理業務

1. 業務内容

(1)保安規程に基づく「巡視・点検・測定基準」に従い、日常点検(毎月1回運転中の施設の点検)、定期点検(毎年1回施設の運転を停止して点検・精密点検2年1回)、臨時点検(必要に応じ、施設の内部を点検)を実施し、所定の様式により報告するものとする。

(2)対象施設

①草津市立総合体育館

草津市下笠町161番地 077-568-3150

②草津市立武道館

草津市南山田町683番地 077-565-7997

③草津市立ふれあい体育館

草津市草津町1486番地1 077-564-0271

2. 業務期間

4月1日から翌年3月31日まで

3. 点検対象設備の概要

①草津市立総合体育館

滋賀県草津市下笠町161番地

(自家用電気工作物の表示) (需要設備及び発電所の概要)

最大電力	需要設備		123 kW		発電所 - kW	
	受電に係わる設備		予備発電装置			
受電電圧	6600V	電圧	220V	電圧	- V	
受電電力	123 kW	出力	34 kW	出力	- kW	
受電設備容量	180 kVA	定格容量	42 kVA	定格容量	- kVA	

②草津市立武道館

草津市南山田町683番地
(需要設備及び発電所の概要)

最大電力	需要設備 150 kW			発電所 - kW	
受電に係わる設備		予備発電装置			
受電電圧	6600V	電圧	210V	電圧	-V
受電電力	150kW	出力	16.8kW	出力	-kW
受電設備容量	225kVA	定格容量	21kVA	定格容量	-kVA

③草津市立ふれあい体育館

滋賀県草津市草津町1486番地1

(自家用電気工作物の表示) (需要設備及び発電所の概要)

最大電力	需要設備 79 kW			発電所 - kW	
受電に係わる設備		予備発電装置			
受電電圧	6600V	電圧	-V	電圧	-V
受電電力	79kW	出力	-kW	出力	-kW
受電設備容量	105kVA	定格容量	-kVA	定格容量	-kVA

[社会体育施設－③]

受水槽清掃および水質検査業務

1. 業務内容

(1)貯水槽内清掃

- ・清掃業務は関係法令および厚生労働省指導による清掃基準に基づき実施すること。
- ・清掃器具および作業衣は、上水道専用のもを使用し、消毒等により衛生的に業務を行う。

(2)水質検査

- ・貯水槽の水張終了後、給水栓末端および貯水槽内の水質検査を行うこと。
- ・水質検査(飲用適否)については、水道法第4条に定めるすべての項目を対象とする。

(3)その他

本業務は、係員の行う検査に合格し、水質検査結果報告書および業務完了届(写真含む)の提出をもって完了する。

2. 対象施設

(1)草津市立総合体育館

草津市下笠町161番地 077-568-3150

(FRP製 8t ×1基)

(2)草津市立武道館

草津市南山田町683番地 077-565-7997

(ステンレспанネルタンク 4t ×1基)

[社会体育施設一④]

機械警備業務

1. 業務内容

(1)対象物の火災および対象物内の物品等の盗難を防止するとともに対象物内にかかる不法行為を排除し、対象物である施設・物品の保全を図る。

(2)対象施設

①草津市立総合体育館

草津市下笠町161番地 077-568-3150

②草津市立武道館

草津市南山田町683番地 077-565-7997

③草津市立ふれあい体育館

草津市草津町1486番地1 077-564-0271

④草津市立三ツ池運動公園

草津市西矢倉一丁目3番1号 077-561-8555

2. 任務

(1)火災・盗難・不法行為の防止および拡大防止

(2)事件確認時における関係先への連絡・通報

(3)事件の詳細および処置報告書の提出

3. 警備業務実施方法

警報装置設置による機械警備とし次の項目による。

(1)対象物内各所へ警報機器を取り付け、本部で受信する。

(2)火災報知器と警報受信機とを接続する。

(3)漏電警報機と警報受信機とを接続する。

4. 警備業務担当時間

(1)4月1日から翌年3月31日まで

(2)通常は、21時30分から翌日8時30分まで

(三ツ池運動公園は、17時15分から翌日8時30分まで)

(3)休館日・8時30分から翌日の8時30分まで

(4)その他、委託者が警備受信装置を作動させた時。

[社会体育施設一⑤]

清 掃 業 務

1. 業務内容

(1)指定管理施設の美観を長年にわたり維持できるよう、総合的な清掃を行うことを任務とする。常に清掃費の合理性を考え計画的に作業を行うとともに、清掃効果を十分に発揮するように心がけなければならない。

また、廃棄物は適正に処理しなければならない。

(2)対象施設

①草津市立総合体育館

草津市下笠町161番地 077-568-3150

②草津市立武道館

草津市南山田町683番地 077-565-7997

③草津市立野村運動公園

草津市野村三丁目2番5号 077-563-1265

④草津市立ふれあい体育館・運動場

草津市草津町1486番地1 077-564-0271

草津市草津町1484番地

⑤草津市立三ツ池運動公園

草津市西矢倉一丁目3番1号 077-561-8555

2. 対象施設の概要

①草津市立総合体育館

- ・業務場所 草津市下笠町161番地
- ・業務期間 4月1日から翌年3月31日まで
ただし、休館日は除く。
- ・業務時間 午前8時30分から午後5時まで
- ・業務内容

(単位：㎡)

清掃場所	面積	床の材質等	作業頻度		作業内容
			周期	回数	
アリーナ	2117.8	さくら材			
器具庫	400.6	コンクリート			
剣道場	190.75	さくら材			

玄関ホール	425.6	タイル貼り	日	1	床面の集塵・乾拭きを行い、必要に応じて水拭きまたはワックス塗布を行う。	
風除室	33.6					
湯沸室	6.5	塩ビタイル貼り				
事務室	52.1	塩ビタイル貼り				
階段	344.4	コンクリート				
スポーツ協会事務所	41.0	塩ビタイル貼り				
トレーニング室	201.4	長尺塩ビシート				
ラウンジ	40.9	コンクリート				
下足室	36.0					
更衣シャワー室	177.0					
通路	269.0	コンクリート				
観覧席	528.9	コンクリート				
会議室1	40.9	ジュータン				
会議室2	100.0	ジュータン				
ホール	75.0	磁器タイル貼り				
館長室	36.7	ジュータン				床面の集塵 (必要に応じジュータン等の洗浄)
幼児体育室	41.0	ジュータン				
放送室	36.4	ジュータン				
柔道場	143.0	たたみ	日	1	床面の集塵 (必要に応じ畳の水拭き等)	
休憩室	21.9	たたみ				
便所	203.7		日	1	床面および便器などの洗浄(壁は随時)	
窓ガラス	750.0		年	1	12月にガラス拭きを行う。(ただし、玄関については随時行うものとする。)	

建物周辺 (敷地内)	16,900		日	1	散乱ごみの収集
			日	随時	草刈り
			必要に応じ、樹木への散水を行う。		

◎ 上記業務に要する機械器具、消耗品および機器等は受託者の負担とする。

◎ ワックス塗布業務実施日 年2回

* 事前に協議のこと。

②草津市立武道館

- ・業務場所 草津市南山田町683番地
- ・業務期間 4月1日から翌年3月31日まで (ただし、休館日は除く。)
- ・業務時間 午前8時30分から午後5時まで
- ・業務内容

(単位：m²)

清掃場所	面積	床の材質等	作業頻度		作業内容
			周期	回数	
武道場	733.1	桧集成材	日	1	床面の集塵・乾拭きを行い、必要に応じて水拭きまたはワックス塗布を行う。
トレーニング室	371.8	畳			
倉庫(1)	6				
倉庫(2)	64.6				
倉庫(3)	36.5				
物入(1)	9.5				
物入(2)	9.5				
控室	20.9				
風除室	10.5				
下足室	20.7				
ホール	89.6	ナラ材フローリング			
談話コーナー	16.7	ナラ材フローリング			
廊下	59.8	ナラ材フローリング			

休 養 室	2 1 . 6	塩化ビニール			
授 乳 室	7 . 7	塩化ビニール			
湯 沸 室	7 . 7	塩化ビニール			
通 路	8	ナラ材フローリング			
研 修 室	6 0 . 8	畳			床面の集塵 (必要に応じ水拭き)
押 入	7 . 1				
階 段 室	3 5	塩化ビニール			床面の集塵 (必要に応じ水拭き)
観 覧 席	1 1 2 . 7	塩化ビニール			
便所 (4ヵ所)	4 2	塩化ビニール			床面および便器などの 洗浄 (壁は随時)
多目的便所	4 . 8				
更衣室 (男女)	4 3	塩化ビニール			
シャワー室 (男 女)	1 4				
事 務 室	2 1 . 8	塩化ビニール			
相 撲 場	1 0 4	土			
〃 更衣室	9 . 3	ナラ材フローリング			
窓 ガ ラ ス			随時		
建 物 周 辺 (敷地内)			日	1	散乱ごみの収集
			日	随時	草刈り
			必要に応じ、樹木への散水を行う。		

◎ 上記業務に要する機械器具、消耗品および機器等は受託者の負担とする。

◎ ワックス塗布業務実施日 年2回

* 事前に協議のこと。

③草津市立野村運動公園

- ・業務場所 草津市野村三丁目2番5号
- ・業務期間 4月1日から翌年3月31日まで (ただし、休館日は除く。)
- ・業務日 毎月第1・第3月曜日

(ただし、双方協議の上、これを変更できるものとする)

・業務時間 午前9時から午後5時まで

・業務内容

① 野村運動公園の除草および散水

② 散乱ごみ等の収集

③ 側溝の土砂・塵埃の除去

④ トイレの清掃

⑤ その他、清掃に関する軽作業

※業務の一部を地元老人クラブに委託すること。

・その他

地元老人クラブに作業終了後、作業報告書を提出してもらうこと。

④草津市立ふれあい体育館・運動場

・業務場所 草津市草津町 1486 番地 1・1484 番地

・業務期間 4月1日から翌年3月31日まで (ただし、休館日は除く。)

・業務時間 午前8時30分から午後5時まで

・業務内容

(単位：㎡)

清掃場所	面積	床の材質等	作業頻度		作業内容
			周期	回数	
玄関 ホール ロビー 廊下	73.1	タイル 長尺塩ビシート " "	日	1	・吸塵、乾拭きを行い必要に応じて水拭きまたは、ワックス塗布(タイル部分を除く)
アリーナ	570.0	さくら材	年	2	・吸塵、乾拭きを行う。
窓ガラス	220.0	ガラス	年	1	・水洗いまたは洗剤による洗浄後拭き取り

便所 男子 女子 身障者用	25.0	タイル 長尺塩ビシート	日	1	<ul style="list-style-type: none"> ・水洗いまたは洗剤による洗浄後拭き取り ・手洗い部は吸塵、乾拭きを行い、必要に応じて水拭きまたは、ワックス塗布（タイル部分を除く） ・その他 便器は水拭き後消毒 屑、汚物の搬出および容器の洗浄を行い、汚物入れは洗浄後消毒 トイレトーパー補給 洗面器の洗浄および手洗い液の補給 その他汚れの状況に応じて適宜処理
器具庫	50.0	塗り床	日	1	<ul style="list-style-type: none"> ・吸塵、乾拭きを行い、必要に応じて水拭きまたはワックス塗布
男女更衣室 (男女シャワー室)	32.4	長尺塩ビシート タイル	日	1	<ul style="list-style-type: none"> ・吸塵、乾拭きを行い、必要に応じて水拭きまたはワックス塗布
樹木への 散水等			週	3	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて散水栓から樹木への散水を行う ・冬期においては、随時行う ・防虫駆除剤を随時散布
建物周辺 の清掃			日	1	<ul style="list-style-type: none"> ・塵、屑、枯れ葉等の除去を行い、清掃は状況により必要に応じて適宜行う ・敷地内の草刈りを春と秋に行う
室外便所	14.4	タイル	日	1	<ul style="list-style-type: none"> ・水洗いまたは洗剤による洗浄 ・便器は洗浄後消毒を行う ・屑、汚物の搬出および容器の洗浄

					<ul style="list-style-type: none"> ・トイレトペーパーの補給 ・洗面器の洗浄 ・タイル（通路）部分の水洗い ・その他汚れの状況に応じて適宜処理のこと
ふれあい運動場	8,000				散乱ごみを収集し、必要に応じて樹木の散水および除草を行う。

◎ 上記業務に要する機械器具、消耗品および機器等は受託者の負担とする。

◎ アリーナのワックス塗布作業実施日 年2回

※ 諸事情により変更もあるが、その際は事前に協議する。

⑤草津市立三ツ池運動公園

- ・業務場所 草津市西矢倉一丁目3番1号
- ・業務期間 4月1日から翌年3月31日まで（ただし、休館日は除く。）
- ・業務時間 午前9時から午後5時まで
- ・業務内容

(単位：m²)

清掃場所	面積	床の材質等	作業頻度		作業内容
			周期	回数	
玄関下	15.6	タイル	日	1	玄関ドア、床面など洗浄
事務室 会議室 保健室 給湯室	58.4	ビニル床タイル	日	1	吸塵、乾拭きを行い、必要に応じて水拭きまたはワックス塗布
倉庫	69.5	コンクリート	週	1	土砂を取り除きごみ取りを行う。
便所	49.8	タイル	日	1	床面および便器など洗浄 (便器数一大10・小4)
窓ガラス	44.0		年	1	12月にガラス拭きを行う。 (出入口は、随時行う)
駐車場	1,200	砕石	随時		散乱ごみを収集し、必要に応じてくぼみの整地、除草を行う。

グラウンド・公開広 場・園路	8,000 1,000	天然芝	日	1	散乱ごみを収集し、必要に応じ樹木の散水および除草を行う。
-------------------	----------------	-----	---	---	------------------------------

◎ 上記業務に要する機械器具、消耗品および機器等は受託者の負担とする。

[社会体育施設-⑥]

植 栽 管 理 業 務

1. 業務の内容

(1) 指定管理者は、施設の景観を保持するため、敷地内の植栽管理を行う。

植 栽 管 理		規 模	回 数	備 考
高木の管理	剪定		適時	必要木のみ
中低木の管理	剪定		適時	必要木のみ
刈込および生垣刈込	機械刈り		適時	必要木のみ
芝生刈込			適時	
刈草処分			適時	

(2) 対象施設

①草津市立総合体育館

草津市下笠町161番地 077-568-3150

②草津市立武道館

草津市南山田町683番地 077-565-7997

③草津市立野村運動公園

草津市野村三丁目2番5号 077-563-1265

④草津市立ふれあい体育館・運動場

077-564-0271
草津市草津町1486番地1・1484番地

⑤草津市立三ツ池運動公園

草津市西矢倉一丁目3番1号 077-561-8555

社会体育施設・樹木植栽状況

施 設 名	高木 (本)	中木 (本)	低木 (本)	生垣等 (m)	芝生 (㎡)	備 考
総合体育館周辺	35	31	136	267		
武道館周辺・駐車場周 辺	1	26		127	260	
野村運動公園周辺	125	41		100		
ふれあい体育館周辺 ふれあい運動場周辺	10	10				
三ツ池運動公園 (北側道路植栽)	23		80	181		
計	194	108	216	675	260	

[社会体育施設一⑥]

三ツ池運動公園芝生管理業務

三ツ池運動公園の芝生維持管理を行う上での仕様であり、この仕様に準じ管理に努めてください。

1. 対象施設

- (1) 多目的グラウンド 約 8,000 m²
 - (2) 憩いの広場 約 1,000 m²
- ※ 芝の種類バミューダーグラス(ティフトン)

2. 留意事項

- (1) 芝生の維持管理にあたっては、来場者の安全を確保しつつ実施すること。
- (2) 芝刈り等は、原則として休場日に実施すること。
- (3) 芝生管理業務は、適切な時期や方法を選び実施すること。
- (4) 芝生の灌水は自走式スプリンクラーと手動式スプリンクラーによる散水。

3. 芝生管理の基準

箇所	種別	年回数
多目的グラウンド [※] (8,000 m ²) 憩いの広場 (1,000 m ²)	芝刈り(芝処分含む)	12回
	4,5,6,7,8,9月 月/2回	
	芝刈り(芝処分含む)	6回
	上記以外月 月/1回	
	エアレーション	1回
	施肥	適時
	目土散布	1回
	オーバーシード (ペレニアルライグラス)	1回
その他必要な業務	年間必要回数	

※施肥、目土については、指定されたものを使用すること。

(3) 弾正公園の施設および設備の維持に関する業務（再委託業務一覧）

①公園全体

業務名		備 考
1	弾生公園管理業務 (園内の清掃、管理)	公園内の清掃、テニスコート・多目的広場・芝生広場の整備、公園内の巡視、その他軽作業
2	弾生公園植栽管理業務 (樹木、芝生の管理)	・高木、低木の剪定、維持管理 ・園内の除草、刈草処分 ・芝生の維持管理 (刈込み、施肥、目土掛け、エアレーション) ・害虫駆除、水やり
3	弾正公園清掃業務	・スタジアム管理棟および周辺の清掃 ・駐車場および駐車場内トイレ清掃 ・窓ガラス清掃
4	修景設備保守点検業務	修景設備（濾過機、ポンプ、殺菌装置等）の保守点検

②グリーンスタジアム

業務名		備 考
5	スタジアム（管理棟） 機械警備業務	機械警備の専門業者へ業務を委託
6	消防設備点検業務	消防法に基づく消防設備の点検
7	スコアボード保守管 理業務	スコアボードの専門業者へ業務を委託

[弾正公園一①]

弾正公園管理業務仕様書

1 業務名

弾正公園管理業務

2 業務場所

草津市下笠町字弾正 2 8 9 番地 1 3 弾正公園内

3 業務期間

4 月 1 日～3 月 3 1 日

4 業務内容

(ア)清掃作業（散乱ゴミ回収、駐車場トイレ清掃他）・・・随時

(イ)テニスコート内整備・・・適時

(ウ)公園内巡視、パトロール、遊具の点検

・・・ 毎日（午前、午後各 1 回）、ただし休場日は除く。

(エ)その他、軽作業・・・必要に応じて

5 業務時間

① 清掃、整備、巡視（ア、イ、ウ） 1 日 2 時間程度（休場日は除く。）

② その他、軽作業（エ） 開場時間内に、適宜実施

6 その他

① 実施日については担当職員と協議のこと。

② 道具および消耗品類等は受託者の負担とする。

③ 作業終了後、速やかに作業日報を提出すること。

[弾正公園一②]

弾正公園植栽維持管理業務仕様書

弾正公園内の植栽の維持管理を行う上での仕様であり、この仕様に準じ管理に努めてください。

1 留意事項

- ① 公園内の植栽の維持管理にあたっては、来園者の公園利用と安全を確保しつつ、清掃、病虫害防除、施肥、剪定、刈り込み、草刈、控え木撤去、取替え、花壇管理、池の管理等、植物の生育や育成に必要な作業を、適切な時期や方法を選び実施すること。
- ② 除草剤は原則として使用してはならない。（使用にあたっては事前に市と協議すること。）
- ③ 危険防止のため、枯損木、枯枝の早期発見と除去を行う。
- ④ 発生した枝葉は所定の場所に集積し、リサイクルに努める。
- ⑤ 業務エリアについては、供用済みの公園、スタジアム（野球場）、テニスコート、駐車場であるので留意のこと。

2 管理の水準

維持管理の仕様は下記の項目の他、別紙の「維持管理基準書」による。

- ① 芝生地管理
 - ・ 刈り残しやムラがないよう均一に刈り込み、除草を行う際には芝生をいためないように丁寧に抜き取る。
 - ・ 必要に応じて刈芝を所定の場所に集積し、適正に処分する。
 - ・ 必要に応じて目土かけやブラッシング、エアレーション、補植等を適切に行う。
- ② 植込地および草地管理
 - ア 除草清掃
 - ・ 雑草は手作業等により除去し、除草跡はきれいに清掃する。
 - イ 草刈り
 - ・ 草払い機等により均一に刈り払い、ツル性雑草は除去する。刈り跡はきれいに清掃する。
 - ・ 必要に応じて刈り草を所定の場所に集積し、適正に処分する。
- ③ 樹木管理
 - ア 樹木剪定
 - ・ 基本剪定および軽剪定等を、剪定の必要性や樹種特性に応じて、最も適切な時期と方法で行う。
 - ・ 公園樹木の剪定は、庭園樹を除き、通常、自然仕立てとし、原則としてぶつ切

りは行わない。

- ・ 花木類の剪定は、花芽の分化時期や着生位置等に注意する。

イ 生垣手入れ

- ・ 樹木の特性に応じて切詰め、中透かし等を適切に行う。

ウ 株物刈込み

- ・ 密生箇所を刈り透かし、刈地原形を考慮しつつ適切に刈り込む。

エ 施肥

- ・ 施肥を行う際は、樹木特性や施肥の種類（寒肥、追肥等）を配慮し、最も効果的な方法で行う。

オ 病虫害防除

- ・ 病虫害発生の早期発見に努め、剪定防除、薬剤防除等により防除を行う。
- ・ 薬剤防除にあたっては、農薬取締法等の関連法規やメーカーの使用安全基準を遵守すること。
- ・ 散布に際しては近隣住民や公園利用者に事前周知を行うとともに、健康被害の防止に充分配慮する。

カ 枯損木撤去

- ・ 公園管理にあたり支障となる枯損木の撤去を行う。
- ・ 原則として地上部のみを撤去する。
- ・ 撤去本数が多数の場合は、事前に市と協議し実施する。

弾正公園維持管理基準書

植栽管理		単位	規模	年回数	備考	
①高木管理		本	522			
剪定				適時	必要木のみ	
病虫害防除	剪定		随時	発生時		
〃	薬剤散布・注入		随時	発生時		
施肥			1式	3年に1回程度		
支柱撤去			1式	随時		
灌水			1式	随時		
枯損木処理			1式	随時		
植樹、植替え			1式	随時		
②中低木管理		本	2,353	中木=423本、 低木=8,898本	必要木のみ	
〃 (m ² 換算 もの)		m ²	547	生垣部分	必要木のみ	
刈込み		m ²		適時		
生垣刈込み	機械刈り	m		適時		
病虫害防除	薬剤散布・注入		随時	発生時	3年に1回程度	
施肥			1式	度		
灌水			1式	随時		
枯損木処理			1式	随時		
植樹、植替え			1式	随時		
③芝生管理						
芝生刈込み				7,900×		
〃	多目的広場	m ²	23,700	3回		
〃	進入路、エントランス 部分	m ²	4,740	3回		
〃	芝生広場	m ²	9,750	3回		
〃	野球場	m ²	3,135	1,045×		
				3回		

施肥				7,900 ×	
〃	多目的広場	m ²	7,900	1回	
〃	進入路、エントランス 部分	m ²	1,580	1回	
〃	芝生広場	m ²	3,250	1回	
〃	野球場	m ²	1,045	1回	
目土掛け				7,900 ×	
〃	多目的広場	m ²	7,900	1回	
〃	進入路、エントランス 部分	m ²	1,580	1回	
〃	芝生広場	m ²	3,250	1回	
〃	野球場	m ²	1,045	1回	
エアレーション				7,900 ×	
〃	多目的広場	m ²	7,900	1回	
〃	進入路、エントランス 部分	m ²	1,580	1回	
〃	芝生広場	m ²	3,250	1回	
〃	野球場	m ²	1,045	1回	
④除草工	人力抜き取り				
除草（人力）	植栽地内	m ²		適時	
〃					
機械除草	公園内	m ²		2～3回程度	草地管理
〃					
⑤刈草処分	刈草処分			適時	

弾正公園・樹木植樹状況

区域	高木(本)	中木(本)	低木(本)	生垣(m)	芝生(m ²)	備考
テニスコート・エリア	140	270	100	19		
進入路・エントランス部分	50	3	1,242		1,580	
多目的広場	57	77	912	10	7,900	
西側・外周エリア	164	36	750	320		
北東エリア	30	12	1,100			
芝生広場	8	25	1,074		3,250	
野球場・エリア	26		2,170	198	1,045	
駐車場・エリア	47		1,550			
計	549	423	8,898	547	13,775	

[弾正公園一③]

弾正公園清掃業務仕様書

- 1 業務場所 : 草津市下笠町 289 番地 13
弾正公園
- 2 契約期間 : 4月1日から3月31日まで
- 3 業務内容

A グリーンスタジアム管理棟および周辺の清掃

① 時間 : 1回につき 3時間(9時~12時)

② 回数 : 4月-4回 5月-4回 6月-5回 7月-4回
 8月-5回 9月-4回 10月-4回 11月-4回
 3月-4回 小計 38回

 12月-2回 1月-2回 2月-2回
 小計- 6回

合計 44回

④ 作業内容

ア 管理棟各室および設備(管理棟面積表)の掃き拭き除塵。

イ スタジアム周辺及び園路(インターロッキング)のごみ拾い(犬のフン含む)。

ウ スタジアム内トイレ床面および便器等の洗浄並びにトイレトペーパーの補充。

エ 2階観覧席掃き掃除およびごみ拾いならびにスタンド観覧席イス(350席)水拭き。

オ 修景池の清掃(年2回程度)

B 駐車場および駐車場内トイレ清掃

- ① 時 間 : 1回 1時間
- ② 回 数 : 毎日 (休園日を除く)
- ③ 作業内容
 - ア 駐車場のごみ拾いおよび公園入口ごみ箱のごみ収集ならびに所定場所までの運搬。
 - イ 公園駐車場内トイレ床面および便器等の洗浄・汚物処理ならびにトイレットペーパーの補充。

C 窓ガラス清掃 (グリーンスタジアム管理棟)

- ① 実施面積 : 63.63㎡ (面積表参照)
- ② 実施時期 : 年1回 (時期については担当者と協議し実施)
- ③ 清掃内容 : 水洗いまたは洗剤による洗浄

4 その他

- ・ 実施日については、事前に担当者と調整すること。
- ・ 業務に要する清掃機材、消耗品等は受託者の負担とする。
- ・ 作業開始および終了時は担当者に連絡し確認を得ること。

グリーンスタジアム管理棟面積表

					定期清掃業務
					窓ガラス
					面積 (㎡)
施設名	階数	部屋名	床材(仕上げ)	面積 (㎡)	
管理棟	1 F	廊下・玄関	モルタル塗り	76.63	
		本部室	モルタル塗り	38.40	11.97
		記録室・放送室	モルタル塗り	10.30	2.91
		ミーティング室1	モルタル塗り	15.30	4.68
		ミーティング室2	モルタル塗り	15.30	4.68
		審判室	モルタル塗り	10.30	2.91
		シャワー室1	磁気室タイル	9.42	
		シャワー室2	磁気室タイル	9.42	
		更衣室1	モルタル塗り	15.00	1.80
		更衣室2	モルタル塗り	15.00	1.80
		備蓄倉庫1	モルタル塗り		
		備蓄倉庫2	モルタル塗り		
		女子トイレ	磁気室タイル	21.35	20.80
		男子トイレ	磁気室タイル	25.20	10.40
		トイレ	磁気室タイル	6.31	
		湯沸室	モルタル塗り	2.52	
		医務室	モルタル塗り	9.45	1.68
	2 F	スタンド	モルタル塗り	301.90	
合 計				581.80	63.63

※面積表示部分のみ実施

[弾正公園一④]

修景設備保守点検業務仕様書

本業務は、弾正公園内の修景設備点検業務の業務内容を示すものであり、受託者は、次の内容により業務に従事するものとする。

1 機器保守点検

本作業は、次にあげる項目について行うものとする。

(濾過装置) 全自動上向流式急速濾過機

点検内容

- ・外観、運転状況の確認
- ・濾材の状態
- ・スクリーンの清掃、点検

(ポンプ類) 濾過循環ポンプ 2基

点検内容

- ・絶縁抵抗値の測定
- ・電流値異常の有無

(紫外線殺菌装置) 紫外線ランプ × 4灯

点検内容

- ・紫外線ランプ等の清掃
- ・機器異常の有無
- ・タイマー等の設定

(制御盤)

点検内容

- ・表示灯の点滅点検整備
- ・漏電遮断機、サーマルリレー等の動作
- ・接点等の点検整備
- ・タイマー等の調整

2 履行期間 契約締結日から7月31日まで
実施日は事前に協議すること。

3 その他

作業については、事前に監督職員と打合わせを行い、その指示に従うこと。

作業終了後は、速やかに報告書を提出すること。

また、報告書には作業写真を添付すること。

点検の結果、設備の不具合等を発見し、補修、改良等の必要があるものについては、速やかに監督職員に報告すること。

[弾正公園一⑤]

草津グリーンスタジアム機械警備業務仕様書

1 総則

本仕様書は、草津グリーンスタジアムの機械警備業務に関する大要を示すものである。業務に当たっては、仕様に規定する範囲に置いて、諸法令、諸規則その他の定めを遵守し、誠実に業務を遂行するものとする。

2 警備対象物は次のとおりとする。

対象名 草津グリーンスタジアム管理棟
所在地 草津市下笠町289番地13

3 警備対象地域

前記対象物の建造物内全域

4 警備目的

対象物内の物品等の盗難を防止すると共に、対象物内に係る不法行為を排除し、対象物である施設、物品の保全を図る。

5 警備任務

- (1) 火災・盗難の異常感知、不法行為の防止および拡大防止
- (2) 事件確認時における関係先への連絡、通報
- (3) 事件の詳細および処置報告書の提出

6 警備方法

警備装置設置による機械警備とし、次の項目による。
対象物内各所へ警報機械を取り付け、本部で受信する。

7 警備期間および時間

- (1) 4月1日から3月31日までの全日とする。
- (2) 警備開始から警備解除まで

8 警備受託者の組織

警備受託者は、次の組織に基づき業務にあたる。

- (1) 対象物内で発生する異常を受信できる常時監視本部の設置
- (2) 異常事態発生に備えて速やかに対処できる機動班の設置
- (3) 警報機器保守点検業務に係る専門技術班の設置
- (4) 警報装置作動不能および異常事態発生中に備えて代替警備班の設置

9 警備受託者の機構

警備受託者は、次の機構に基づき業務にあたる。

- (1) 業務開始
 - ① 対象物の最終退場者は、防火・防犯・施錠その他必要な措置をし、各警報装置の作動状況を確認する。
 - ② 対象物の出入口を施錠した後、警備発信装置を作動させる。
 - ③ 警備受託者は、対象物の発信装置が作動したことを確認した上、業務を開始する。
- (2) 業務終了
 - ① 対象物の最初の入場者は、警備発信装置の動作を停止する。
 - ② 警備受託者は、警備発信装置の動作が停止したことを確認の上、警備業務を終了する。
 - ③ 対象物の最初の入場者は、対象物に異常があったときは、速やかに警備受託者に連絡する。

10 異常事態発生時の処置

警備受託者は、対象物の異常を感知したとき次により処置をする。

- (1) 機動班の派遣
組織した機動班を対象物に急行させ、事態を確認するとともに事態の拡大防止を図る。
- (2) 関係者への連絡
警備受託者は、直ちに事態の詳細を関係機関、関係者に連絡する。

11 鍵の預託

警備委託期間中、警備に必要な鍵は警備受託者に預託する。この鍵に関する責任は、警備受託者が負う。

12 装置の点検保守

対象物に設置する警報装置を常に最良の状態で作動させるため警備受託者は、装置の保守点検を随時行うこと。

13 費用負担

- (1) 警報装置として設置する機器については、受託者が設置し、その費用は受託者の負担とする。
- (2) 警備委託期間が満了したとき、または受託者の責めに帰し契約を解除したときは、速やかに警報装置を対象物から撤去するものとし、この場合の費用負担は受託者が行うものとする。

1.4 破損賠償

委託業務の処理に関し、受託者の責めに帰すべき事由により発生した損害（第三者におよぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は受託者が負担するものとし、その限度額は1事件につき対人賠償・対物賠償合わせて10億円とする。

1.5 警報装置取付機器および取付位置について

- (1) 警報装置として取付ける機械の種類、取付位置については、特に指定はしないが施設の構造等を十分に把握し、必要な個所に適切なる機器を設置するものとする。取付に際して配管・配線の露出はやむを得ないが、最小限にとどめ、施設的美観を損なわないよう留意すること。

なお、工事施工にあたっては、委託者と協議するものとする。

- (2) 機械の種類・機械の取付位置については、施設図を作成のこと。

1.6 その他

施設平面図または施設の現地調査等に基づき警備計画書（機械設置計画平面図等を含む。）を作成のこと。

[弾正公園一⑥]

草津グリーンスタジアム消防用設備等の

総合点検および作動・外観・機能点検等業務仕様書

草津グリーンスタジアムに設置する消防用設備機器の維持管理のため、消防法・消防法施行令・消防法施行規則の規定により点検を実施し、速やかに報告書を作成し提出するものとする。

1 施設

草津グリーンスタジアム

草津市下笠町289番地13 電話077-568-8655

2 点検日時

- | | |
|--------------|------------|
| ① 総合点検 | 8月1日～8月31日 |
| ② 防火対象物定期点検 | 〃 |
| ③ 作動・外観・機能点検 | 2月1日～2月28日 |

3 設備の概要

① 消火器具

ABC 消火器 6型 1台

ABC 消火器 10型 6台

強化液消火器 3型 2台

② 自動火災報知設備

受9～117号P型1級5回線蓄積式

感知器 17台、発信機 4台

③ 非常警報器具及び設備

TOA 社製 FS-971

④ 誘導灯および誘導標識

避難口誘導灯 B級(20W) 5台

室内通路誘導灯 B級(20W) 1台

廊下通路誘導灯 C級(10W) 2台

⑤ センサー付きライト 8台

4 点検報告

点検終了後、15日以内に点検結果報告書を2部提出すること。

5 その他

実施日は事前に担当者と協議すること。

[弾正公園一⑦]

草津グリーンスタジアムスコアボード保守管理業務仕様書

草津市グリーンスタジアムのスコアボードの保守点検・修繕を行い、適切な維持管理を図るものとする。

1 施設

草津グリーンスタジアムスコアボード

草津市下笠町289番地13 電話077-568-8655

2 業務内容

① 緊急対応

- ・ トラブルの通報について、24時間体制で対応する。
- ・ トラブルの原因を調査し、修繕をする。ただし、部品交換が必要な修繕については、市監督員と調整すること。
- ・ トラブルの通報を受けて対応をした際には、その内容を書面にまとめて市監督員に報告すること。

② 保守点検

- ・ 年1回保守点検を実施し、点検結果を書面にて報告する。
- ・ 保守点検時に機器の清掃を実施すること。
- ・ 不具合のある個所については修繕計画書を作成し、市監督員に報告すること。

3 設備の概要

① スコアボード（パナソニック電気株式会社製）

スコアボード設備名称		数量
1	得点操作盤	1式
2	選手名入力操作部	1台
3	コネクターボックス	1台
4	塔時計	1式
5	インターホン	1式
6	サイレン	1台
7	スピーカー	1台
8	換気扇	6台
9	チーム名表示盤（横型）	2台
10	チーム名表示盤（縦型）	2台
11	得点表示盤	20台

1 2	合計得点表示盤	2 台
1 3	ヒット数表示盤	2 台
1 4	エラー数表示盤	2 台
1 5	選手名表示盤	2 0 台
1 6	表示用制御装置	1 台
1 7	スコアボード分電盤	1 台
1 8	無線式操作器	3 台
1 9	無線受信器	1 台
2 0	SB0 ランプユニット	1 式
2 1	サブスコアボード	1 台

4 点検報告書

上記の内容で緊急対応あるいは保守点検を実施した場合、報告書を2部作成し、1部を委託者に交付し、1部を自らも5年間保存すること。

5 その他

保守点検実施日は事前に担当者と協議すること。

(4) (仮称) 野村公園の施設および設備の維持に関する業務 (再委託業務一覧)

業務 番号	業務名	備考
1	(仮称) 野村公園管理業務	公園内の清掃、公園内の巡視、駐車場の管理、その他軽作業
2	消防用設備等の総合点検および作動・外観・機能点検等業務	消防法に基づく消防設備の点検
3	電気保安管理業務	保安規定に基づく・定期点検・臨時点検を実施する。
4	受水槽清掃および水質検査業務	貯水槽内の清掃（関係法令および厚生労働省指導による清掃基準に基づく）・水質検査（水質検査については、水道法第4条に定める項目を対象とする。）
5	機械警備業務	機械警備の専門業者への業務委託
6	清掃業務	
7	植栽・芝生管理業務	施設の景観を保持する。
8	その他設備点検業務	

〔(仮称) 野村公園一①〕

(仮称) 野村公園管理業務仕様書

1 業務名

(仮称) 野村公園管理業務

2 業務場所

草津市野村三丁目2番5号 (仮称) 野村公園内

(別紙図面のとおり)

3 業務期間

4月1日～3月31日

4 業務内容

①清掃作業(散乱ゴミ回収)・・・随時

②公園内巡視、パトロール・・・ 毎日(午前、午後各1回)、ただし(仮称)くさつシティアリーナ休館日は除く。

③駐車場の管理・・・ 毎日(午前、午後、夕方、各1回)、ただし(仮称)くさつシティアリーナ休館日は除く。

※公園利用者以外の利用を制限するよう対策を講じること。

④その他、軽作業・・・必要に応じて

5 業務時間

① 清掃、巡視、駐車場の管理・・・1日2時間程度(ただし(仮称)くさつシティアリーナ休館日は除く。)

② その他、軽作業・・・開場時間内に、適宜実施

6 その他

① 実施日については担当職員と協議のこと。

② 道具および消耗品類等は受託者の負担とする。

③ 作業終了後、速やかに作業日報を提出すること。

[(仮称) 野村公園一②]

消防用設備等の総合点検および作動・外観・機能点検等業務

1. 業務内容

(1) (仮称) くさつシティアリーナに設置する消防用設備機器の維持管理のため、消防法等の関係法令の規定により点検を実施し、速やかに報告書を作成し提出するものとする。

(2) 対象施設

(仮称) くさつシティアリーナ

(3) 点検内容

- ① 総合点検 年1回
- ② 防火対象物定期点検 3年に1回
- ③ 作動・外観・機能点検 年2回

(4) 点検対象設備の概要

設備	施設名
	(仮称) くさつシティアリーナ
(警報装置)	
自動火災報知設備	設計書のとおり
非常警報設備	○
漏電火災報知器	×
(消火設備)	
スプリンクラー	設計書のとおり
補助散水栓	設計書のとおり
消火器具	設計書のとおり
(避難設備)	
誘導灯設備	設計書のとおり
(非常用電源)	
自家発電設備	○
(その他)	
防火対象物定期点検	○

※実際の設備と設計書は多少変更している場合がありますので御了承ください。

2. 点検報告

点検終了後、15日以内に点検結果報告書を2部提出すること。

3. その他

実施日は事前に担当者と協議すること。

[(仮称) 野村公園一③]

電気保安管理業務

1. 業務内容

(1) 保安規程に基づく「巡視・点検・測定基準」に従い、日常点検(毎月1回運転中の施設の点検)、定期点検(毎年1回施設の運転を停止して点検・精密点検2年1回)、臨時点検(必要に応じ、施設の内部を点検)を実施し、所定の様式により報告するものとする。

(2)対象施設

(仮称) くさつシティアリーナ

2. 業務期間

4月1日から翌年3月31日まで

3. 点検対象設備の概要

(自家用電気工作物の表示) (需要設備及び発電所の概要)

最大電力	需要設備	1,000 kW		発電所		— kW
	受電に係わる設備	自家用発電装置				
受電電圧	6,600V	電圧	220V	電圧	— V	
受電電力	505 kW	出力	240 kW	出力	— kW	
受電設備容量	843 kVA	定格容量	300 kVA	定格容量	— kVA	

[(仮称) 野村公園一④]

受水槽清掃および水質検査業務

1. 業務内容

(1)貯水槽内清掃

- ・清掃業務は関係法令および厚生労働省指導による清掃基準に基づき実施すること。
- ・清掃器具および作業衣は、上水道専用のものを使用し、消毒等により衛生的に業務を行う。

(2)水質検査

- ・貯水槽の水張終了後、給水栓末端および貯水槽内の水質検査を行うこと。
- ・水質検査(飲用適否)については、水道法第4条に定めるすべての項目を対象とする。

(3)その他

本業務は、係員の行う検査に合格し、水質検査結果報告書および業務完了届(写真含む)の提出をもって完了する。

外観点検やタンク周囲の漏れ確認などを日常業務の中で実施し、適正に管理を行うこと。

2. 対象施設

(仮称) くさつシティアリーナ

(SUS製 26 t ×1基)

〔(仮称) 野村公園一⑤〕

機械警備業務

1. 業務内容

(1) 対象物の火災および対象物内の物品等の盗難を防止するとともに対象物内にかかる不法行為を排除し、対象物である施設・物品の保全を図る。

(2)対象施設

(仮称) くさつシティアリーナ

2. 任務

(1)火災・盗難・不法行為の防止および拡大防止

(2)事件確認時における関係先への連絡・通報

(3)事件の詳細および処置報告書の提出

3. 警備業務実施方法

警報装置設置による機械警備とし次の項目による。

(1)対象物内各所へ警報機器を取り付け、本部で受信する。

(2)火災報知器と警報受信機とを接続する。

(3)漏電警報機と警報受信機とを接続する。

※警備装置として取り付ける機械の種類、取り付け位置については、事務室、器具庫、備蓄庫、機械室、消火ポンプ室等を警備できるよう、指定管理者が提案する。ただし、取り付けに際しては、配管・配線の露出を最小限に留め、施設の美観を損なわないよう留意する。

4. 警備業務担当時間

(1)4月1日から翌年3月31日まで

(2)通常は、21時30分から翌日9時まで

(3)休館日は9時から翌日の9時まで

(4)その他、委託者が警備受信装置を作動させた時

〔(仮称) 野村公園一⑥〕

清 掃 業 務

1. 業務内容

(1) 指定管理施設の美観を長年にわたり維持できるよう、総合的な清掃を行うことを任務とする。常に清掃費の合理性を考え計画的に作業を行うとともに、清掃効果を十分に発揮するように心がけなければならない。

また、廃棄物は適正に処理しなければならない。

(2) 対象施設

- ・ (仮称) 野村公園
- ・ (仮称) くさつシティアリーナ

2. 対象施設の概要

清掃場所	階数	作業頻度		作業内容
		周期	回数	
エントランスホール1	1階	日	1	床面の集塵・乾拭きを行い、必要に応じて水拭きまたはワックス塗布を行う。(床材に併せて対応のこと)
事務室				
メインアリーナ				
器具庫 (メインアリーナ)				
可動席収納庫				
サブアリーナ				
器具庫 (サブアリーナ)				
多目的室				
キッズスペース				
会議室(本部室)				
小会議室(応接室)				
放送室				
医務室				

更衣室 1				
更衣室 2				
控室 1 ~ 4				
給湯室				
機械室				
ポンプ室				
消火ポンプ室				
備蓄庫				
風除室				
ホール				
自販機コーナー				
予備室				
男子便所 1 ~ 3		日	1	床面および便器などの洗浄（壁は適時）
女子便所 1 ~ 3				
多目的便所				
エントランスホール 2	2階	日	1	床面の集塵・乾拭きを行い、必要に応じて水拭きまたはワックス塗布を行う。（床材に併せて対応のこと）
客席				
ランニングコース				
授乳室				
男子便所 4		日	1	床面および便器などの洗浄（壁は適時）
女子便所 4				
窓ガラス	1階および2階	年	1	12月にガラス拭きを行う。（ただし、玄関については随時行うものとする。）
建物周辺（敷地内）	—	日	1	散乱ごみの収集
		日	適時	草刈り
		必要に応じ、樹木への散水を行う。		

※床材や広さ等については設計書を参考にすること。

◎ 上記業務に要する機械器具、消耗品および機器等は受託者の負担とする。

◎ ワックス塗布業務実施日 年2回

* 事前に協議のこと。

〔(仮称) 野村公園－⑦〕

植 栽 管 理 業 務

業務内容

(1) 指定管理者は、施設の景観を保持するため、敷地内の植栽管理を行う。

植 栽 管 理		規 模	回 数	備 考
高木の管理	剪定		適時	必要木のみ
中低木の管理	剪定		適時	必要木のみ
刈込および生垣刈込	機械刈り		適時	必要木のみ
芝生刈込			適時	
刈草処分			適時	

(2) 対象施設

(仮称) 野村公園

〔(仮称) 野村公園一⑧〕

そ の 他 設 備 点 検 業 務

1. 業務内容

(1) 各設備における法定点検および任意点検を実施し、所定の様式により提出するものとする。

(2) 対象施設

(仮称) くさつシティアリーナ

2. 業務期間

4月1日から翌年3月31日まで

3. 点検対象設備の概要と点検項目

機器名称	メーカー	法定点検		任意点検	
		回数	内容	回数	内容
ガス吸収式冷温水発生機	パナソニック産機システム	—	—	6回/年	冷暖切替、真空・冷却水系汚れ確認ブラシ洗浄
空冷 HPチラー	東芝キャリア	1回/3年	フロン排出抑制法に基づく 定期点検	4回/年	保守2回+簡易2回
		1回/3ヶ月	フロン排出抑制法に基づく 簡易点検 (記録要)	—	—
冷却塔	荏原冷熱システム	—	—	1回/年	ファンベルト交換
				1回/年	外観点検
				1回/年	冷却塔清掃
				2回/年	レジオネラ属菌検査
真空式温水ヒーター	昭和鉄工	—	—	2回/年	バーナー分解整備
各種ポンプ類 (空調、衛生)	川本製作所	—	—	1回/年	外観点検
密閉式膨張	森松工業	—	—	2回/年	外観点検、封入圧

タンク					力確認
空調機	クボタ空調	-	-	5回/年	フィルター洗浄
				2回/年	外観点検(音・振動調査)
送風機	荏原製作所	-	-	1回/3年	外観点検、グリス補給
EHP	ダイキン工業	1回/3年	フロン排出抑制法に基づく定期点検	3回/年	フィルター洗浄
				1回/年	外観点検
		1回/3ヶ月	フロン排出抑制法に基づく簡易点検(記録要)	-	-
GHP	ヤンマーエネルギーシステム	1回/3年	フロン排出抑制法に基づく定期点検	1回/年	メーカー又は大阪ガスによる定期点検
		1回/3ヶ月	フロン排出抑制法に基づく簡易点検(記録要)	1回/5年	同上総合点検(消耗部品交換作業を含む)
		-	-	3回/年	フィルター洗浄
				1回/年	外観点検
小型ファン	パナソニック	-	-	1回/6年	モーター等部品交換
				1回/2年	外観点検
全熱交換器	ダイキン工業	-	-	3回/年	フィルター洗浄
				3回/年	ファン電動機点検
水電解消毒装置	積水アクアシステム	-	-	1回/年	水中部の酸洗浄
					電源部 動作チェック
ガス給湯器	ノーリツ	-	-	1回/3年	あんしん点検
					(メーカー推奨)
電気温水器	日本イトミック	-	-	2回/年	逃し弁動作確認、間欠エア抜き弁動作確認

ウォータークーラー	OSG コーポレーション	1回/3ヶ月	フロン排出抑制法に基づく定期点検	3回/年	給排水接続漏水チェック、出水量調整（飲み口から7～8cmの高さが適量）、コンデenser簡易清掃 所有・管理する機器のリスト化と点検・整備内容の記録簿化
衛生器具	TOTO	-	-	1回/月	水漏れ・詰まり点検
				1回/年	外観点検
雨水ろ過装置	東西化学産業	1回/2ヶ月	水質分析（大腸菌、濁度）	2回/年	ろ過機総合点検
				1回/5年	ろ材交換
自動制御機器	アズビル	-	-	1回/年	機器単体定期点検
				1回/年	総合（ループ）点検整備
アリーナ音響設備	BOSE, JVCビクター他	-	-	1回/年	保守点検
太陽光発電設備(20kW)	京セラ	-	-	1回/年	保守点検
中央監視設備	パナソニック	-	-	1回/年	保守点検
エレベーター	三菱	-	-	12回/年	保守点検

(5) (仮称) くさつシティアリーナにおけるにぎわい創出事業について

(仮称) くさつシティアリーナを活用した「新たなにぎわい」の創出に向けて、指定管理者は次に定める事項について取り組まなければならない。

① 大規模集客事業の実施

指定管理者は自己が有するノウハウやネットワークを最大限に活用し、毎年度、以下の事業を市と協議のうえ、1年度につき、10回程度、開催または誘致する。

なお、当該事業実施にかかる費用はすべて主催者の負担とする。

【実施事例】

- ・各種全国大会等の大規模なスポーツ大会
- ・営利目的で行う興業（プロスポーツ、各種ショー 等）
- ・その他大規模な集客が見込める事業（文化イベント、コンベンション 等）

※大規模集客事業の実施が市民のスポーツ利用に著しい制限を与えないよう配慮すること。

※指定管理期間の初年度については、可能な範囲での実施とする。

② (仮称) くさつシティアリーナにぎわい創出検討会議

(仮称) くさつシティアリーナにおける上記の大規模集客事業の円滑な実施に向けて、市内の商業や観光関係の機運醸成や指定管理者の事業誘致支援等を目的に、(仮称) くさつシティアリーナにぎわい創出検討会議を設置し、連携を図るとともに開催準備や会議資料の作成等を行うこととする。

大規模集客事業の選定にあたっては、当該会議の意見を踏まえて取り組まなければならない。

(6) 利用料金の減免基準

各施設における減免基準は次の通りとする。

また、本施設については、草津市・栗東市・守山市・野洲市の4市で締結している覚書に基づき、栗東市・守山市・野洲市の住民は草津市の住民と同一の施設使用料で施設を使用できることとなる。

◎社会体育施設（スポーツ保健課所管）

(1) 全額免除するもの

- ・ 市または市の執行機関が主催または共催する事業を実施するために使用するとき（共催の名義使用を許可した時に各施設へ連絡が必要）
- ・ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（市立の学校に限る。）または児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所（市立の保育所に限る。）が行事に使用するとき
- ・ 条例第3条に規定する指定管理者が、施行規則第6条に規定する事業に使用するとき
- ・ 公益社団法人草津市スポーツ協会事務局およびくさつ健・交クラブが会議等の目的で会議室を使用するとき
- ・ 滋賀県人権教育研究大会に使用するとき
- ・ 近畿ブロック大会を含む国民体育大会および滋賀県民総スポーツの祭典に使用するとき

(2) 市内料金扱いとするもの

- ・ 県中学校ならびに高等学校体育連盟主催の大会
- ・ 市外の団体であっても、市または市教育委員会が実質主催者として行う催し
- ・ 県教職員主催の大会、消防出初式

(3) 5割減免とするもの

- ・ 市が認める社会福祉団体の主催による広く市民を対象としたスポーツの大会および講習会に使用するとき
- ・ 教育委員会が認める社会教育関係団体の主催による広く市民を対象としたスポーツの大会および講習会に使用するとき
- ・ 公益社団法人草津市スポーツ協会およびその加盟団体の主催によるスポーツの大会または講習会に使用するとき
→加盟団体主催大会とは
例) 草津剣道連盟が主催する大会・・・該当
草津剣道連盟に加盟する一団体が主催する大会・・・非該当
- ・ まちづくり協議会および自治連合会がコミュニティ活動のため行う事業または体育振興会の主催によるスポーツの大会に使用するとき（町内会の運動会などの行事で各まちづくり協議会会長名および自治連合会会長名、各学区体育振興会会長名で使用申請があった場合）
- ・ 市内に住所を有する障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1項に規定する者をいう。）がスポーツ活動で専用使用するとき
- ・ 半数以上が市内在住かつ65歳以上の者で構成する団体が使用するとき
- ・ 半数以上が市内在住かつ8割以上が高校生以下の者で構成する団体が使用すると

き

注意) 65歳以上および高校生以下の団体の減免手続きに関しては、定期的(概ね月1回以上)に使用する団体の場合、手続きの簡素化があり、住所要件および年齢要件の確認のために、使用者からの名簿提出を必要とするが、施設窓口においては、使用者からの自己申告により受付可とする。

- ・ 市または市の執行機関が後援する事業を実施するため使用するとき
 - ・ 市の代表として滋賀県民総スポーツの祭典に出場する選手が大会前の2ヶ月間に強化練習に使用するとき(大会前2ヶ月間のみ適用可。ただし、その際は通常の練習と区別するために、市体協加盟団体長の名前でその旨を証明した書面提示してもらう必要あり。)
- (4) 市内料金を3割減免するもの
- ・ ふれあい体育館およびふれあい運動場で行われる草津市同和事業促進協議会および各町同和事業促進協議会が主催する大会に使用する場合

◎ 都市公園(公園緑地課所管) ※弾正公園に限る。

(1) 全額免除するもの

- ・ 市または市の執行機関が主催し、または共催する事業を実施するため使用するとき

(2) 5割減免とするもの

- ・ 市または市の執行機関が後援する事業を実施するため使用するとき

- ・ 次に掲げる団体が主催する事業を実施するため使用するとき 5割相当額

ア 公益社団法人草津市スポーツ協会またはその加盟団体

イ 滋賀県小学校体育連盟

ウ 滋賀県中学校体育連盟

エ 滋賀県高等学校体育連盟

オ 滋賀県高等学校野球連盟

- ・ テニスコートを草津市、守山市、栗東市または野洲市に住所を有する障害者または当該障害者が含まれる団体が使用するとき
- ・ 滋賀県小学校体育連盟、滋賀県中学校体育連盟、滋賀県高等学校体育連盟もしくは滋賀県高等学校野球連盟の主催により実施される大会または滋賀県民体育大会に使用するとき。
- ・ 市または県の代表として滋賀県民体育大会、国民体育大会または国民体育大会出場者選抜のための近畿大会等に出場する市内のチームが、強化練習のために使用するとき。(ただし、大会前の1か月の期間に限る。)

※(仮称)野村公園については、現時点での規定はないが、上記施設に準じて、今後、規定する予定であるため、規定後はその取扱いを順守すること。

3. 物品の帰属

指定管理料で購入した物品は、草津市に帰属する。

4. 物品の管理

施設の備品は、指定管理者に無償貸与します。

なお、消耗品類の更新については、指定管理者の負担となります。

5. その他留意事項

(1)各施設の開館時間については、それぞれ定めていますが、本市が必要と認めた場合は、これを変更することがあります。

(2)指定管理者に指定された後は、自己の責任および負担において、平成31年4月1日から円滑に指定施設の管理に係る業務を遂行できるように人的および物的体制を整えてください。

なお、業務の引継ぎが必要な場合は、随時行ってください。

(3)応募に伴って提出された書類は返却しません。